

滋賀県骨髄移植推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は県内において、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業に係る骨髄バンクドナー登録(以下「骨髄バンクドナー登録」という。)者数の増加を図るため、県内の団体が実施する骨髄・末梢血幹細胞移植推進事業(以下「骨髄移植推進事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)およびこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 この補助金は、以下のすべてを満たす団体を対象とする。

- (1) 県内において骨髄移植推進事業を行っていること
- (2) 県内に活動拠点があること
- (3) 県内での活動実績が1年以上あること
- (4) 骨髄バンクドナー登録説明員が3名以上所属していること

2 複数の団体から申請があった場合には、活動実績を考慮のうえ、1団体を選定するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。ただし、(5)については(1)から(4)の事業を遂行するために直接必要な事務経費であって、その額は総事業費の9%に相当する額を限度額とする。

- (1) 骨髄バンクドナー登録にかかる普及啓発事業
- (2) 骨髄バンクドナー登録会の開催事業
- (3) 骨髄バンクドナー登録説明員研修会の開催事業
- (4) ドナー休暇制度の普及啓発事業
- (5) 事業活動に伴う事務経費

2 補助対象事業のうち、他の自治体や団体等から補助を受けている事業は補助対象外とする。また、本県の他の補助金と重複して申請を行うことはできない。

(補助金の交付額)

第4条 この補助金の交付額の算定に当たっては、次の表の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費に第4欄の補助率2/3を乗じた額を比較し、少ない方の額を選定する。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 補助事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
骨髄移植推進事業	500,000 円	骨髄移植推進事業に 要する経費	2/3

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請書は、様式第1号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出するものとする。

2 補助団体は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第6条 知事は、第5条および第8条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、交付決定通知書により補助団体に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 規則第5条第1項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1)事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)には、知事の承認を受けなければならない。
- (2)事業を中止、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3)事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (4)補助事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をした団体は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更しようとするときは様式第2号を知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。
ただし、規則第15条の規定により、知事が必要と認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いにより交付するものとする。

2 補助団体は、この補助金の概算払の交付を受けようとするときは、様式第3号に關係書類を添えて知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告は、様式第4号による報告書を同報告書に記載する關係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 知事は、第10条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、当該補助事業者に通知するものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助団体は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに様式第5号による消費税等仕入れ控除税額報告書を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 第5条に規定する交付申請、第8条に規定する変更交付申請、第10条に規定する実績報告および第12条に規定する消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第14条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1)規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2)知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に
変更交付決定を行うものとする。

(3)規則第 13 条の規定による額の確定は、規則第 12 条の規定による実績報告があった日
から起算して 30 日以内に行うものとする。

(申請の取下げ)

第 15 条 補助団体は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交
付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日
以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

付則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

付則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

第 号
年 月 日

滋賀県骨髓移植推進事業費補助金交付申請書

滋賀県知事

申請者 住所
氏名

(名称および代表者の氏名)

発行責任者 氏名
連絡先電話番号

このことについて、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、滋賀県骨髓移植推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明した時は、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら意義の申し立てを行いません。

記

1 補助金申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 経費所要額調書(別紙様式1)
- (3) 経費支出予定額内訳書(別紙様式2)
- (4) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (5) 団体会則
- (6) 昨年度の会計報告書
- (7) 昨年度の活動実績報告書
- (8) 骨髓バンクドナー登録説明員証明書の写し(3名分)
- (9) その他知事が必要と認める書類

様式第2号

第 号
年 月 日

滋賀県骨髓移植推進事業費補助金変更交付申請書

滋賀県知事

申請者 住所
氏名

(名称および代表者の氏名)

発行責任者 氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け滋業務第 号で交付決定の通知があった標記事業を下記のとおり変更したいので、滋賀県骨髓移植推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明した時は、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら意義の申し立てを行いません。

記

1 補助金額

(1)申請額	金	円
(2)既申請額	金	円
(3)差引増減額	金	円 (1)-(2)

2 変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 経費所要額調書(別紙様式1)
- (3) 経費支出予定額内訳書(別紙様式2)
- (4) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第3号

第 号
年 月 日

滋賀県骨髓移植推進事業費補助金交付請求書(概算払)

滋賀県知事

申請者 住所
氏名

(名称および代表者の氏名)

発行責任者 氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け滋薬務第 号で交付決定の通知があった標記事業について、概算払により、下記金額のとおり交付されるよう、滋賀県骨髓移植推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

金 円

内訳

交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

(補助金振込先)

金融機関・支店名	
預金の種別 (いずれかに○)	1 普通(総合口座) 2 当座
口座番号	
口座名義(カナ)	

様式第4号

第 号
年 月 日

滋賀県骨髓移植推進事業費補助金実績報告書

滋賀県知事

申請者 住 所
氏 名

(名称および代表者の氏名)

発行責任者 氏 名
連絡先電話番号

年 月 日付け滋薬務第 号で補助金交付決定の通知があった標記事業が完了したので、滋賀県骨髓移植推進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて事業の実績を報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 経費精算額調書(別紙様式3)
- (3) 経費支出済額内訳書(別紙様式4)
- (4) 歳入歳出決算(見込)書抄本
- (5) 事業の成果物(報告書や活動状況の写真、チラシ等の配付物など)
- (6) その他知事が必要と認める書類

様式第5号

第 号
年 月 日

滋賀県骨髓移植推進事業費補助金消費税等仕入れ控除税額報告書

滋賀県知事

申請者 住所
氏名

(名称および代表者の氏名)

発行責任者 氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け滋薬務第 号で補助金交付決定の通知があった標記事業について、滋賀県骨髓移植推進事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えて事業の実績を報告します。

記

- 1 年 月 日付け滋薬務第 号による補助金の額の確定通知額
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額
金 円…①
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額
金 円…②
- 4 補助金返還相当額(②-①)
金 円

5 添付書類

記載内容を確認するための書類を添付する。

(別紙様式1)

経費所要額調書

対象経費 支出予定額 A	他の補助金等 の対象経費 B	差引額 (A-B) C	対象経費 交付額 (C×補助率 2/3) D	基準額 E	補助基準額 F	県補助所要額 G	備考
円	円	円	円	500,000円	円	円	

(注)F欄には、D欄とE欄を比較して少ない方の額を記入する。

(別紙様式2)

経費支出予定額内訳書

項目	金額	積算内訳
	円	
計	A 円	

(注)A欄には、別紙様式1の「対象経費支出予定額」欄と一致すること。

(別紙様式3)

経費精算額調書

対象経費 支出済額 A	預貯金利子 その他収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 交付額 (C×補助率 2/3) D	基準額 E	補助基準額 F	県補助 所要額 G	交付決定額 H	補助金 受入済額 I	差引 G- (H)または(I)
円	円	円	円	500,000円	円	円	円	円	円

(注)F欄には、D欄とE欄を比較して少ないほうの額を記入すること。

(別紙様式4)

経費支出済額内訳書

項目	金額	積算内訳
	円	
計	A 円	

(注)A欄には、別紙様式3の「対象経費支出済額」欄と一致すること。